

改正	昭和52年10月31日規則第43号 昭和55年3月31日規則第14号 昭和60年12月3日規則第55号 平成11年3月26日規則第18号 平成14年3月29日規則第7号 平成20年2月29日規則第5号 平成23年3月1日規則第5号 平成28年3月22日規則第13号 平成30年3月9日規則第7号 令和3年3月2日規則第5号	昭和53年6月8日規則第26号 昭和58年2月14日規則第5号 平成8年3月31日規則第23号 平成13年3月30日規則第55号 平成19年3月30日規則第39号 平成21年3月30日規則第22号 平成25年3月29日規則第9号 平成28年10月4日規則第65号 平成31年3月29日規則第11号 令和3年3月26日規則第18号
----	--	---

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則をここに公布する。

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県市町村振興資金貸付基金条例（昭和50年沖縄県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「資金」及び「市町村等」とは、条例第1条に規定する資金及び市町村等をいう。

2 この規則において「合併市町村」とは、市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

一部改正〔昭和58年規則5号・平成13年55号・19年39号〕

(貸付対象事業)

**第3条** 条例第3条第1項に規定する事業の内容は別表第1のとおりとし、同条第2項に規定する事業は別表第2のとおりとする。

一部改正〔昭和55年規則14号・58年5号〕

(貸付対象市町村等の要件)

**第4条** 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業の計画が適正であること。
- (2) 償還の見込みが確実であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 地方債の償還について延滞がないこと。

一部改正〔平成19年規則39号〕

(貸付限度額及び貸付条件)

**第5条** 資金（合併市町村振興事業に係る資金を除く。）の貸付限度額は、1市町村等につき一会計年度1億円とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを超えて貸し付けることができる。

- 2 合併市町村振興事業に係る資金の貸付限度額は、1合併市町村につき一会計年度2億円とする。
- 3 前2項の場合において、一会計年度の資金の貸付額の総額は、知事が別に定める額を超えることができない。
- 4 資金の貸付条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 貸付利率

ア 条例第3条第1項第1号に規定する事業に要する資金貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率（以下「基準利率」という。）

イ 条例第3条第1項第2号に規定する事業に要する資金基準利率に2分の1を乗じて得た利率

ウ 条例第3条第2項に規定する事業（合併市町村振興事業、実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業を除く。）に要する資金

(ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 基準利率

エ 条例第3条第2項に規定する事業のうち実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業に要する資金

(ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1を乗じて得た利率

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率

オ 条例第3条第2項に規定する事業のうち合併市町村振興事業に要する資金 無利子

(2) 償還期間 15年以内（合併市町村振興事業及び公共施設等の除却事業に要する資金の貸付けについては、10年以内）（うち据置期間1年以内）

(3) 償還方法 元利均等年賦償還

5 前項第1号（合併市町村振興事業に係る資金を除く。）の規定によって算定した利率に小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該算定した利率が0.001パーセント未満である場合における同号の貸付利率は、0.001パーセントとする。

全部改正〔昭和58年規則5号〕、一部改正〔昭和60年規則55号・平成8年23号・11年18号・13年55号・19年39号・23年5号・28年13号・令和3年5号〕

（償還期日）

**第5条の2** 貸付金の償還期日（据置期間中の貸付利息の支払期日を含む。以下同じ。）は、第14条及び第15条の規定により償還する場合を除き、2月10日とする。

2 前項の規定にかかわらず、償還期日が休日（日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第1号若しくは第3号に掲げる日をいう。）に当たるときは、その翌日を当該償還期日とする。

3 元金償還の開始日は、据置期間の終了の日後最初に到来する資金の償還期日とする。

追加〔昭和58年規則5号〕、一部改正〔平成19年規則39号〕

（償還期間等の特例）

**第5条の3** 償還期間及び据置期間は、貸付決定日及び資金の交付を行った日が、その日の属する会計年度の2月9日以前であるときは、1年以内に限り延長することができるものとする。

2 市町村等は、前項の規定により、償還期間及び据置期間が延長されたときは、最初の償還期日において支払うべき貸付利息を、第2回目の償還期日にまとめて支払うことができるものとする。

追加〔昭和58年規則5号〕、一部改正〔平成19年規則39号〕

（貸付方法）

**第6条** 資金の貸付けは、証書貸付の方法による。

一部改正〔昭和55年規則14号〕

（借入申込み）

**第7条** 資金を借り入れようとする市町村等は、知事が指定する期日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 市町村振興資金借入申込書（第1号様式）

(2) 市町村振興資金事業計画書兼事業実施状況調書（第2号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔昭和55年規則14号・平成8年23号・19年39号〕

（貸付予定額の通知）

**第8条** 知事は、前条の規定による借入れの申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは貸付予定額を決定し、市町村振興資金貸付予定額（変更）通知書（第4号様式）により通知する。

2 知事は、前項の貸付予定額の通知に当たりこれに必要な条件を付することができる。

一部改正〔昭和55年規則14号・平成19年39号〕

（借入申請）

**第9条** 前条の貸付予定額の通知を受けた市町村等は、知事が指定する期日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 市町村振興資金借入申請書（第5号様式）
- (2) 市町村振興資金事業計画書兼事業実施状況調書（第2号様式）
- (3) 償還年次計画表（第6号様式）
- (4) 予算書の写し（関係部分）
- (5) 貸付けを受け、実施しようとする事業の実施に係る契約書の写し（当該事業が条例第3条第2項に規定する事業のうち地方債の借換えである場合を除く。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔昭和55年規則14号・58年5号・平成19年39号〕

（貸付決定）

**第10条** 知事は、前条の借入れの申請があったときは、その内容を審査し、貸付けを適当と認めるときは貸付けを決定し、市町村振興資金貸付決定（変更）通知書（第7号様式）により通知する。

2 知事は、前項の貸付決定に当たりこれに必要な条件を付することができる。

全部改正〔昭和55年規則14号〕、一部改正〔平成19年規則39号〕

（資金交付）

**第11条** 市町村等は、前条の貸付決定通知があったときは、速やかに市町村振興資金借用証書（第8号様式）及び市町村振興資金交付請求書（第8号様式の2）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に規定する書類が提出されたときは資金を交付する。

一部改正〔昭和55年規則14号・平成19年39号〕

（事業計画の変更等）

**第12条** 第8条第1項又は第10条第1項の規定により貸付予定額又は貸付決定の通知を受けた市町村等が当該貸付けの対象となった事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市町村振興資金事業変更・中止・廃止承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請に係る事業の計画の変更、中止又は廃止がやむを得ないものと認めるときは、その旨を市町村振興資金事業変更・中止・廃止承認書（第10号様式）により通知する。

3 知事は、前項の規定により変更を承認した事業で資金の貸付予定額を変更する必要がある場合は市町村振興資金貸付予定額（変更）通知書（第4号様式）により、貸付決定を変更する場合は市町村振興資金貸付決定（変更）通知書（第7号様式）により通知する。

一部改正〔昭和55年規則14号・平成19年39号〕

（実績報告及び検査等）

**第13条** 市町村等は、資金の貸付けを受けて行った事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までにその実績を市町村振興資金貸付事業実績報告書（第11号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた市町村等に対し必要な資料の提出を求め、又は職員に実地に検査させることができる。

一部改正〔昭和55年規則14号・平成19年39号〕

（貸付決定等の取消し及び繰上償還）

**第14条** 資金の貸付予定額若しくは貸付決定の通知を受けた市町村等又は資金の交付を受けた市町村等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、資金の貸付け若しくは融通の決定を取り消し、又は既に交付した資金の全部又は一部を繰り上げて償還をさせることができる。

- (1) 虚偽の申込み、申請その他不正の手段により貸付予定額若しくは貸付決定を受け又は資金の交付を受けたとき。
- (2) 資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 知事の承認を受けずに事業の計画を変更したとき。
- (4) この規則に基づく報告若しくは知事が求めた必要な資料の提出を怠り、又は知事がした指示に従わなかったとき。
- (5) 資金により整備した施設を他に譲渡したとき。

2 知事は、資金の貸付予定額又は貸付決定を取り消したときは市町村振興資金貸付予定額・貸付決定取消通知書（第12号様式）により、資金の繰上償還を決定したときは繰上償還をさせようとする日の20日前までに市町村振興資金繰上償還通知書（第13号様式）により通知する。

一部改正〔昭和55年規則14号・平成19年39号〕

(任意の繰上償還)

**第15条** 資金の貸付けを受けた市町村等は、資金の全部又は一部を任意に繰上償還することができる。  
この場合当該市町村等は、あらかじめ市町村振興資金繰上償還申請書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、繰上償還させようとする10日前までに市町村振興資金繰上償還通知書（第13号様式）により、当該市町村等に通知する。

3 資金の一部を繰上償還した市町村等は、遅滞なく繰上償還後の修正償還年次計画表を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則14号・平成19年39号〕

(延滞利息)

**第16条** 資金の貸付けを受けた市町村等が償還期日までに元利金の全部又は一部を支払わなかったときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該延滞元利金額につき年10パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

一部改正〔平成19年規則39号・20年5号〕

(帳簿の備付け)

**第17条** 知事は、基金の状況を明らかにするため、市町村振興資金貸付基金台帳（第15号様式）を備え付けるものとする。

2 知事は、貸付金の状況を明らかにするため、市町村振興資金貸付台帳（第16号様式）を備え付けるものとする。

3 資金の貸付けを受けた市町村等は、市町村振興資金借入台帳（第17号様式）を備え付けておかななければならない。

一部改正〔昭和58年規則5号・平成23年5号〕

(雑則)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成20年規則5号〕

(地方債の借換えのための貸付けに係る特例)

2 平成23年3月1日から平成25年3月31日までの間、別表第2の5の項の規定の適用については、同項中「地方債（公的資金を除く。）」とあるのは、「地方債」とする。

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則5号〕

(平成21年度の決算において財政の早期健全化が必要とされる市町村の特例)

3 平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1号から第4号までに規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率のいずれかが同条第5号で規定する早期健全化基準以上である市町村が地方債（公的資金を除く。）の借換えのために行う資金の貸付けであって、資金の貸付けが平成23年3月1日から同月31日までに行われたものに係る貸付利率は、第5条第4項第1号の規定にかかわらず、資金の貸付けの日から平成33年2月10日（以下「無利子の期限の日」という。）までの期間は、無利子とし、無利子の期限の日後の貸付利率は、第5条第4項第1号ウに係る区分に応じそれぞれ同号ウに定める利率とする。

追加〔平成21年規則22号〕、一部改正〔平成23年規則5号〕

**附 則**（昭和52年10月31日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和53年6月8日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和55年3月31日規則第14号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年2月14日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に次の2条を加える改正規定中第5条の3に係る部分は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の規定（第5条の3を除く。）は、昭和58年1月6日から適用する。

**附 則**（昭和60年12月3日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

**附 則**（平成8年3月31日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の規定は、平成7年度貸付決定分から適用する。

**附 則**（平成11年3月26日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の規定は、平成10年度貸付決定分から適用し、平成9年度以前の貸付決定分については、なお従前の例による。

**附 則**（平成13年3月30日規則第55号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月29日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第5条及び第9条の規定は、平成19年度貸付決定分の資金から適用し、平成18年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年2月29日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年3月30日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年3月1日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第5条第4項の規定は、平成23年度貸付決定分の資金から適用し、平成22年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月22日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年10月4日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年3月9日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年3月29日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月2日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 1 改正後の第5条第4項及び第5項の規定は、令和2年度貸付決定分の資金から適用し、令和元年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年3月26日規則第18号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	条例第3条第1項第1号に規定する事業の内容	条例第3条第1項第2号に規定する事業の内容
1 土木施設整備事業	1 市町村道路（橋りょう含む。）の新設、改良及び舗装 2 市町村道路排水施設の整備 3 その他市町村道路の維持管理に必要な施設	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ
2 産業振興施設整備事業	1 農道、林道の新設、改良及び舗装 2 畜産団地、企業団地等の産業振興上必要な用地の取得造成並びに同用地の取付道路及び下排水路の整備 3 観光施設の整備 4 その他産業振興上必要な施設の整備	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 左に同じ
3 安全防災施設整備事業	1 通学歩道、歩道橋及びガードレールの新設 2 交通安全灯（保安灯）の新設 3 消防及び救急施設の整備 4 その他安全防災に必要な施設の整備	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 左に同じ
4 衛生施設整備事業	1 清掃施設の整備 2 公害対策上必要な施設及び設備の整備 3 環境衛生に必要な施設の整備	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 簡易水道及び小規模飲料水供給施設の整備
5 教育文化施設の整備事業	1 小中学校、義務教育学校の校舎等の新築及び増改築並びに関連施設の整備 2 小中学校、義務教育学校の体育施設の新築及び増改築 3 幼稚園及び認定こども園の新築及び増改築 4 学校給食施設の新築及び増改築 5 住民体育施設の新築及び増改築 6 公民館、図書館その他集会文化施設の新築及び増改築 7 総合的な教育文化施設の新築及び増改築 8 上記1～7の施設に係る備品購入	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 左に同じ 5 左に同じ 6 左に同じ 7 左に同じ 8 左に同じ 9 スクールバス及びスクールボー

		トの購入
6 厚生福祉施設整備事業	1 児童福祉施設の新築及び増改築 2 老人福祉施設の新築及び増改築 3 診療所の新築及び増改築 4 上記1～3の施設に係る備品購入	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 左に同じ
7 その他知事が特に必要と認める事業	特に知事が必要と認める施設の整備	左に同じ

一部改正〔昭和53年規則26号・58年5号・平成8年23号・13年55号・14年7号・19年39号・28年65号〕

別表第2（第3条関係）

事業名	事業内容
1 災害復旧対策事業	1 災害応急事業 2 災害復旧事業 3 災害救助事業
2 合併市町村振興事業	合併市町村（平成22年3月31日までの間に合併を行ったものに限る。）が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く20年度の間、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による市町村建設計画又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行う公共施設又は公用施設（庁舎を除く。）の整備事業
3 実質赤字解消対策支援事業	前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第22条の規定により算定した額以上となる市町村が行う公共施設又は公用施設（庁舎を除く。）の整備事業
4 公債費負担適正化対策支援事業	実質公債費比率が18パーセント以上35パーセント未満となる市町村が行う公共施設又は公用施設（庁舎を除く。）の整備事業
5 地方債の借換え	公債費負担対策として行う地方債（公的資金を除く。）の借換え
6 公共施設等の除却事業	地方財政法第33条の5の8に規定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づき行う公共施設等の除却事業
7 その他市町村の振興に資すると特に知事が認める事業	特に知事が必要と認める公用施設の整備事業

全部改正〔平成19年規則39号〕、一部改正〔平成23年規則5号・25年9号・28年13号・31年11号〕